

2. 会議の公開等

- (1) 会議については、社会的影響の大きさ、個人情報等の保護の必要性に鑑み原則非公開とするが、その必要がないと考えられる場合には、会議を公開する。
- (2) 「事故等原因調査等」を行いその報告書を作成した場合には、これを国民に周知するために必要な文書等(映像化を含む)の作成に努める。
- (3) 委員会後の記者会見においては、議事の内容について、国民への周知の必要性を踏まえて一層幅広く情報提供をする。

「消費者安全調査委員会の発信力の強化に向けた考え方」実績

1. 機能強化

(1) 「事故等原因調査」の対象の明確化

① 独立行政法人国民生活センター等の他機関で調査が行われ、既に事故等の原因が一定程度明らかであるが、これら機関との連携の下、調査委員会において引き続き更なる調査を加えることが事故の再発防止のために有用と考えられるもの

- ・ トランポリンパークでの事故（令和3年6月選定）
- ・ ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故（令和3年6月選定）
- ・ エステサロン等でのHIFU（ハイフ）による事故（令和3年7月選定）

(2) 意見具申権限の活用

- ・ マンションの機械式立体駐車場で発生した事故（令和3年2月追加意見）

(3) 状況に応じたフォローアップの実施

- ・ 随時実施

(4) 社会へのデータ等の提供

- ・ 幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故（令和2年12月実験データ公表）

年/項目	消費者行政等	消費者問題等	消費者運動・団体・社会背景
2004年 (平成16年)	<p>「消費者基本法」公布（「消費者保護基本法」から改称）</p> <p>「公益通報者保護法」公布</p> <p>「裁判外紛争解決手続利用促進法（ADR法）」公布</p> <p>第1回消費者政策会議</p>	<p>組織的なヤミ金融取引に係る犯罪被害財産の発覚</p> <p>振り込み詐欺被害の多発</p> <p>偽造・盗難キャッシュカードによる被害の急増</p> <p>架空請求に関する相談が大幅増加</p> <p>消費生活相談件数が過去最多となる（約192万件）</p>	
2005年 (平成17年)	<p>「携帯電話不正利用防止法」公布</p> <p>「食育基本法」公布</p> <p>「預貯金者保護法」公布</p> <p>金融庁に金融サービス利用者相談室設置</p> <p>初めての「消費者基本計画」閣議決定</p> <p>国生審消費者政策部会消費者団体訴訟制度検討委員会報告公表</p>	<p>多重債務問題の深刻化</p> <p>松下製温風暖房機による一酸化炭素中毒事故が相次いで発生</p> <p>高齢者を狙った悪質リフォーム工事被害が社会問題化</p> <p>耐震偽装問題</p>	
2006年 (平成18年)	<p>「消費者契約法」改正（消費者団体訴訟制度導入）</p> <p>「金融商品取引法」公布（「証券取引法」等を統合）</p> <p>「犯罪被害回復給付金支給法」公布（被害回復給付金支給制度開始）</p> <p>「貸金業法」公布（「貸金業規制法」から改称）</p> <p>「消費生活用製品安全法」改正（重大製品事故の報告・公表制度等）</p>	<p>製品事故の顕在化</p> <p>・シンドラー社エレベーター事故</p> <p>・パロマ工業社製のガス瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒死亡事故問題の顕在化</p>	
2007年 (平成19年)	<p>「住宅ローン保証履行法」公布</p> <p>「振り込み詐欺救済法」公布</p> <p>国セン、こんにゃく入りゼリーの窒息による死亡事故情報を公表</p> <p>福田首相、国センファスト研修施設（相模原）視察</p>	<p>こんにゃく入りゼリーによる窒息死事故の顕在化</p> <p>NOVA事件</p> <p>L&G（円天）事件</p> <p>ミートホープ事件等の食品偽装表示事件の発覚</p>	<p>携帯電話の契約数が1億台を突破</p> <p>YouTubeの日本語版サービス開始</p>
2008年 (平成20年)	<p>福田首相、施政方針演説で「消費者庁」を創設する方針を表明</p> <p>消費者行政の新組織を検討する「消費者行政推進会議」設置</p> <p>消費者行政推進基本計画閣議決定</p> <p>「特商法」「割賦法」改正</p> <p>（指定商品・役務制の廃止、訪問販売・クレジット取引・インターネット取引に関する規制強化等）</p>	<p>中国製冷凍ギョウザ事件</p> <p>事故米穀不正規流通事件</p>	<p>「消費者主役の新行政組織実現全国会議」（ユニカねっと）設立</p> <p>iPhone3G日本発売</p> <p>リーマン・ブラザーズ経営破綻</p> <p>日本の総人口がピークを迎える（1億2,808万人）</p>
2009年 (平成21年)	<p>「消費者庁関連3法（消費者庁及び消費者委員会設置法、関係法律整備法、消費者安全法）」公布</p> <p>「消費者庁及び消費者委員会設置」（9月1日）</p> <p>「米トレーサビリティ法」公布</p> <p>警察庁に生活経済対策管理官設置</p> <p>国セン、裁判外紛争解決手続（ADR）開始</p>	<p>花王、「エコナ関連製品」製造・販売中止</p> <p>劇場型勧誘による被害多発</p>	<p>「ユニカねっと」から「全国消費者行政ウォッチねっと」に名称変更</p> <p>裁判員制度スタート</p>
2010年 (平成22年)	<p>「消費者ホットライン」全国で運用開始</p>	<p>貴金属等の訪問買取被害多発</p> <p>クレジットカード現金化問題</p>	
2011年 (平成23年)	<p>消費者庁に超党派消費者センター開設</p>	<p>震災に便乗した商法統廃、放射性物質に対する不安拡大</p> <p>原発停止に伴い電気料金が上昇</p> <p>生食用牛肉で集団食中毒発生</p> <p>「茶のしずく石鹸」によるアレルギー発覚</p> <p>安徳染牧場事件（和牛預託商法）</p>	<p>東日本大震災、福島第一原発事故発生</p> <p>地上デジタル放送完全移行</p> <p>LINEサービス開始</p>
2012年 (平成24年)	<p>「特商法」改正（訪問購入を規制類型に追加）</p> <p>「消費者教育推進法」公布（「消費者市民社会」を目指す消費者教育）</p> <p>「消費者安全法」改正（消費者安全調査委員会の設置、消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置の導入）</p> <p>「消費者基本法」改正（政府の消費者政策実施状況を国会へ報告）</p> <p>「カネミ油症被害者救済法」成立</p> <p>「金融商品取引法」改正（総合的な取引所の実態に合わせた制度整備）</p> <p>消費者庁に消費者安全調査委員会発足</p>	<p>サクラサイト商法の被害拡大</p> <p>「コンパガチャ」問題（景品表示法違反の見解）</p> <p>劇場型投資被害増大</p> <p>健康食品の送り付け商法多発</p> <p>ペニーオークション詐欺が横行</p>	<p>全相協、ACAP、公益社団法人へ移行</p>
2013年 (平成25年)	<p>「食品表示法」公布</p> <p>「消費者契約法」（食品表示法へ差止請求の対象拡大）改正</p> <p>「消費者裁判手続特例法」公布（集団的な被害回復制度）</p> <p>「消費税軽減対策特別措置法」公布</p> <p>「医薬品医療機器等法」（「薬事法」から改称）</p>	<p>ホテル、百貨店、レストラン等における食品表示等の不正事案多発</p> <p>高齢者をねらった健康食品の送り付け商法が激増</p> <p>カネボウ化粧品、美白化粧品による白斑トラブル発覚</p> <p>アクリフーズ、冷凍食品の農薬混入事案発覚</p>	
2014年 (平成26年)	<p>消費者安全調査委員会、「ガス湯沸器による一酸化炭素中毒の事故」の検証書、「幼稚園で発生したプール事故」の報告書、「機械式立体駐車場事故」の報告書、「家庭用ヒートポンプ給湯器から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申出事案」の報告書を公表</p> <p>「景表法」改正（行政の監視指導体制の強化等）</p> <p>「消費者安全法」（見守りネットワークの構築等）改正</p> <p>「景表法」改正（課徴金制度導入）</p>	<p>ベネッセコーポレーション、個人情報流出が発覚</p> <p>海外事業者とのバイナリーオプション取引に関するトラブルが急増</p> <p>特殊詐欺被害額が過去最高となる（年間565.5億円）</p>	

2. 会議の公開等

(1) 会議の公開

- ・「水上設置遊具による溺水事故」フォローアップ（令和3年3月第103回委員会、令和4年4月第116回委員会）
- ・「住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」フォローアップ（令和3年9月第109回委員会）
- ・「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」フォローアップ（令和4年1月第113回委員会）
- ・「マンションの機械式立体駐車場で発生した事故」フォローアップ（令和4年2月第114回委員会）
- ・「消費者安全調査委員会の今後に関する検討について」（令和4年1月第113回委員会、3月第115回委員会、6月第118回委員会、8月第120回委員会）

(2) 報告書を国民に周知するために必要な文書等の作成

- ・幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故（令和2年12月動画公表、令和3年1月周知資料公表）
- ・自動ドアによる事故（令和3年6月動画・周知資料公表、令和3年12月動画改訂）

(3) 委員会後の記者会見の情報提供

- ・随時実施

3. その他

- ・幼稚園で発生したプール事故フォローアップ（令和3年6月動画公表）
- ・「マグネットボール、キューブ 誤飲すると非常に危険！小さな子に触らせない！」（令和3年11月周知資料公表）

<p>2015年 (平成27年)</p>	<p>消費者安全調査委員会、「エスカレーターからの転落事故」の報告書、「毛染めによる皮膚障害」の報告書、「子供による医薬品誤飲事故」の報告書公表</p> <p>「個人情報保護法」改正（個人情報の保護強化とビッグデータの利用ルール）</p> <p>越境消費者センターの運営を消費者庁から国民生活センターへ移管 「機能性表示食品」制度の導入</p> <p>消費者ホットライン3桁化「188（いやや!）」</p>	<p>個人情報削除を持ち掛ける詐欺の相談が急増 マイナンバー通知関連の相談が急増</p>	<p>マイナンバー制度スタート (カード交付は2016年1月から)</p> <p>「団塊の世代」が65歳以上に到達 (65歳以上人口が総人口に占める割合：26.6%)</p>
<p>2016年 (平成28年)</p>	<p>消費者安全調査委員会、「ハンドル形電動車椅子使用中の事故」の報告書、「エレベーターの戸開走行事故」の報告書公表</p> <p>「特商法」（業務禁止命令の新設等） 「消費者契約法」改正（取消権の行使期間の延長等）</p> <p>個人情報保護委員会設立</p> <p>第1回消費生活相談員資格試験実施（国家資格化）</p>	<p>通信販売での健康食品等の定期購入契約に関する相談が急増</p> <p>ジャパンライフ（磁気治療器等のレンタルオーナー商法）に対する行政処分（2016年12月～17年12月の間に計4回）</p>	<p>電力小売全面自由化</p> <p>熊本地震発生</p> <p>選挙権年齢を18歳に引き下げ</p>
<p>2017年 (平成29年)</p>	<p>消費者安全調査委員会、「体育館の床板の剥離による負傷事故」の報告書、「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」の報告書、「家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音により不眠等の症状が発生したとされる事例」の報告書公表</p> <p>「食品表示基準」改正（全ての加工食品を対象とした原料原産地表示制度開始） 「民法の一部を改正する法律」成立（約款規定の新設、貸借における敷金返還や原状回復に関するルール明文化） 「国民生活センター法」等の改正（特選適格消費者団体の被害回復裁判手続における反差甲えのための立担保）</p> <p>消費者庁、国セン、「消費者行政新米 創造オフィス」開設</p>	<p>架空請求に関する相談が再び増加</p> <p>特殊詐欺認知件数が過去最多となる (年間約18,000件)</p> <p>ジャパンライフが事実上倒産したとの報道を受けて相談が急増</p>	<p>「消費者スマイル基金」設立 (適格消費者団体等の活動支援)</p>
<p>2018年 (平成30年)</p>	<p>消費者安全調査委員会、「電動シャッター動作時の事故」の報告書公表</p> <p>「消費者契約法」改正（不当な勧誘行為・契約条項の追加） 「民法」改正（成年年齢を20歳から18歳に引き下げる等） 「食品表示法」改正（食品自主回収時の行政機関への届出義務化）</p> <p>「架空請求対策パッケージ」決定 国セン、「訪日観光客消費者ホットライン」を開設</p>	<p>架空請求に関する相談が前年に引き続き増加</p> <p>ジャパンライフ、破産手続開始決定</p>	
<p>2019年 (令和元年)</p>	<p>消費者安全調査委員会、「住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」の報告書、「歩行型ロータリ除雪機による事故」の報告書公表</p> <p>「食品表示基準」改正（遺伝子組換えに関する任意表示制度） 「食品ロス削減推進法」公布</p>	<p>レオパレス施工不良問題発覚</p> <p>WILL株式会社に対し業務停止命令等</p> <p>としまえんでの水上設置遊具による溺水事故発生</p>	<p>「平成」から「令和」に改元</p>
<p>2020年 (令和2年)</p>	<p>消費者安全調査委員会、「水上設置遊具による溺水事故」の報告書、「幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故」の報告書公表</p> <p>「公益通報者保護法」改正（必要な体制の整備を義務付け） 「容器包装リサイクル法」改正（レジ袋の有料化が義務化） 「消費者庁新米 創造戦略本部」開設 国セン、「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」を開設</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関連した相談が増加</p> <p>「新しい生活様式」に伴うトラブル発生</p>	<p>全世界で、新型コロナウイルス感染症が大流行</p> <p>新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出</p>
<p>2021年 (令和3年)</p>	<p>消費者安全調査委員会、「自動ドアによる事故」の報告書公表</p> <p>「特商法」改正（通販の「詐欺的な定期購入商法」対策、送り付け商法対策等） 「預貯金法」改正（販売元預金の原則禁止） 「取引デジタルプラットフォーム利用消費者利益保護法」公布</p>	<p>LINEの個人情報取扱に関し行政指導</p>	<p>第2回及び第3回緊急事態宣言発出</p> <p>東京オリンピック開幕</p>
<p>2022年 (令和4年)</p>	<p>消費者安全調査委員会、「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故」の報告書公表</p> <p>消費者安全調査委員会設立10年</p> <p>成年年齢を20歳から18歳に引き下げ（2018年改正民法の施行） 「消費者契約法」改正（契約の取消権の追加等） 「消費者裁判手続特例法」改正（対象範囲の拡大等）</p>		<p>ロシアによるウクライナ侵攻</p>